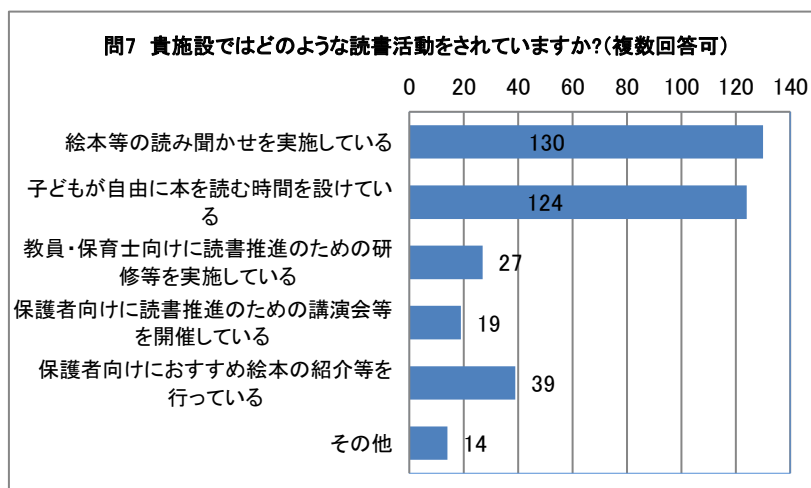
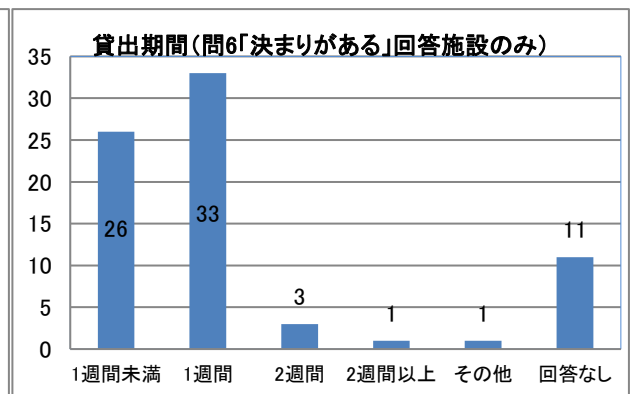
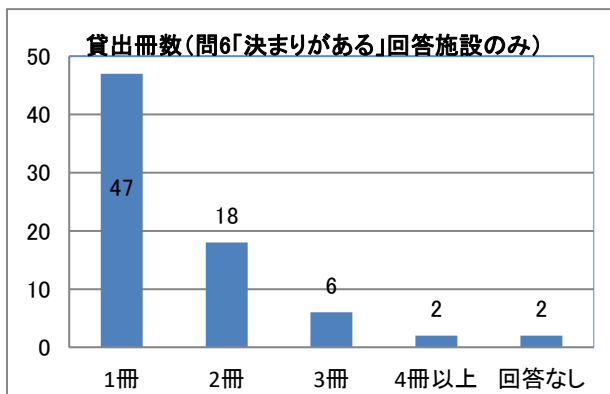
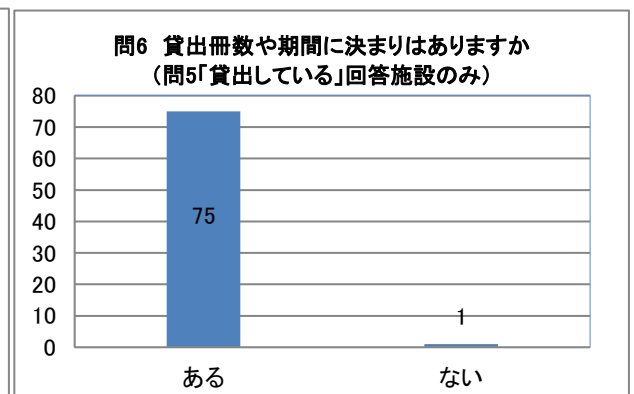
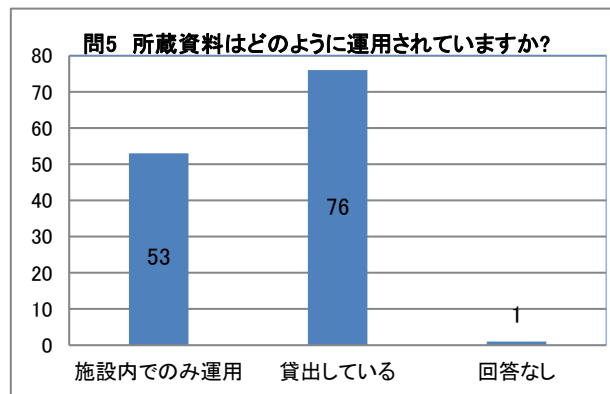
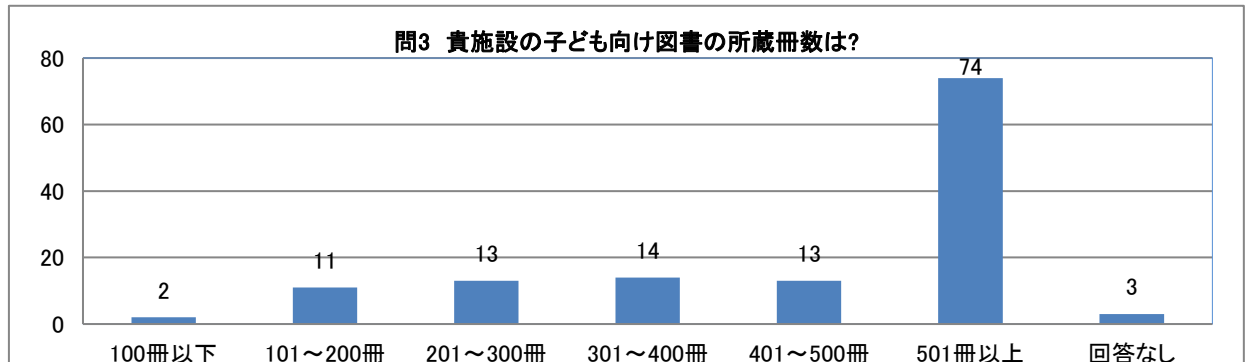


資料編

1. 幼稚園、保育所、子育て支援施設における子どもの読書活動に関するアンケート

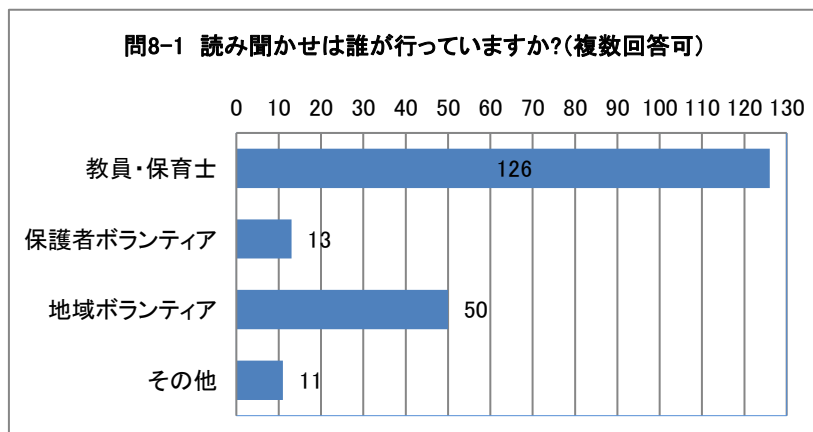
(1) 幼稚園における子どもの読書活動に関するアンケート

- 調査対象：大阪市内幼稚園200園
- 回答数：130園（65.0%）
- 実施時期：平成24年2月～3月



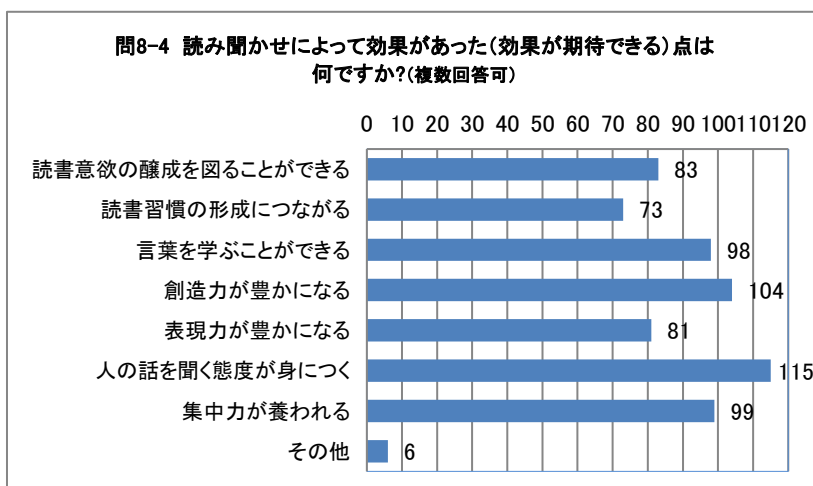
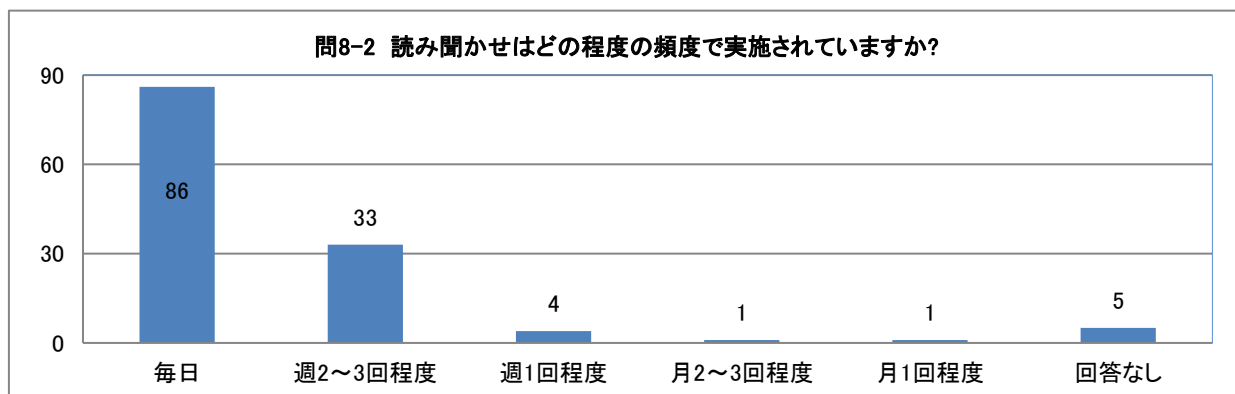
【その他】

- クラス毎に同じ絵本を順に持ち帰り、保護者にも読んでもらう
- 土曜日の自由登園日に園内を地域の子どもにも開放している
- 月刊絵本を配布
- 絵本づくり
- 貸出カードに子どもの様子、会話など記入してもらい園生活の参考としている
- 月に1回保護者と一緒に絵本を読む時間を設けている



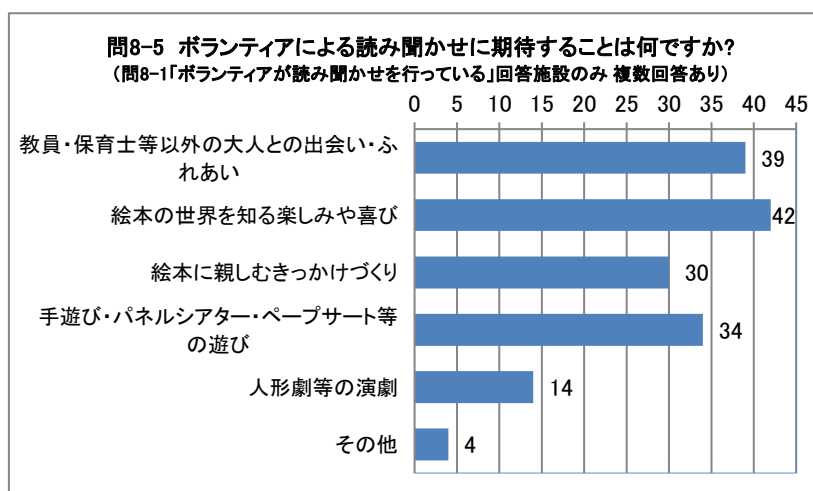
【その他】

- ☐ 編集者
- ☐ 読書アドバイザー
- ☐ 預かり保育指導員



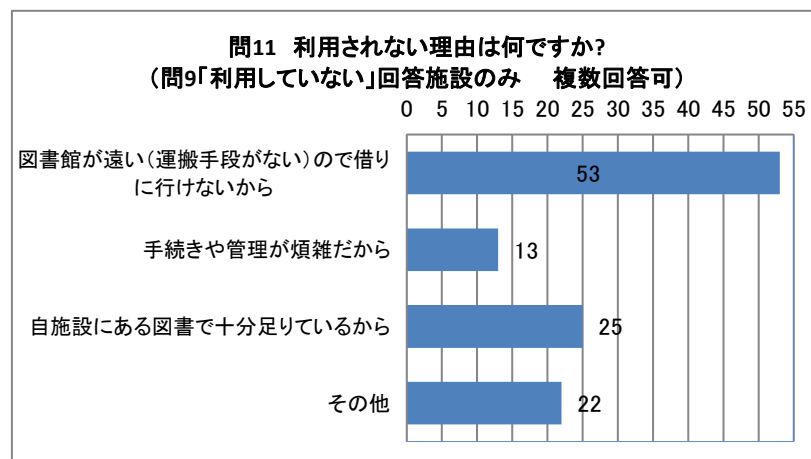
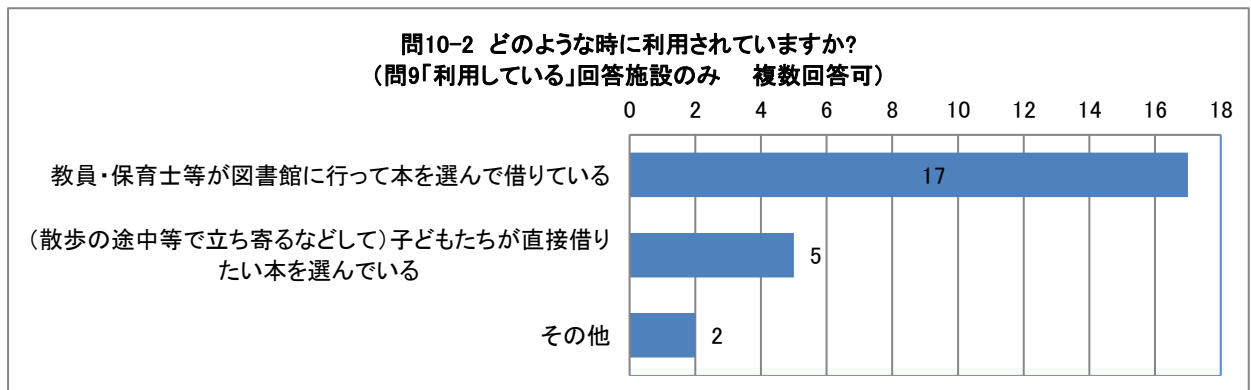
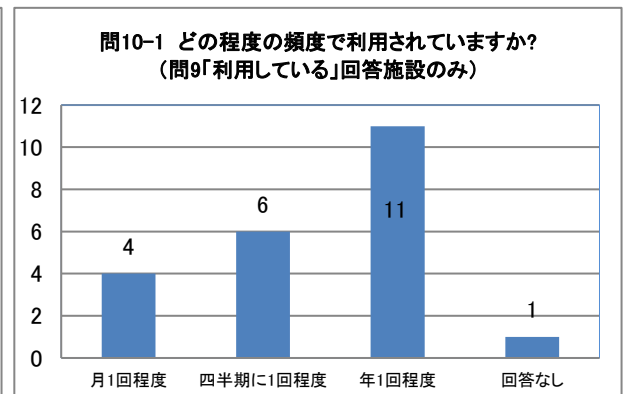
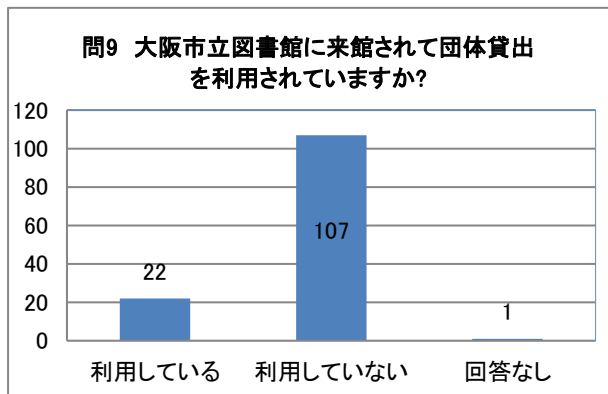
【その他】

- ☐ 人に対する思いが育つ
- ☐ 心の安定につながる 受け入れられていると感じる
- ☐ 心を育てることに役立つ
- ☐ とにかく絵本を読んでもらうことが好きな子に育っている
- ☐ 読み手との心の交流
- ☐ 読み手と聞き手の間に信頼関係ができる



【その他】

- ☐ 新しい絵本やおはなしとの出会い
- ☐ 担任を中心とする読み聞かせは、好みで選んでしまうので、広い視野で絵本を選べる
- ☐ 教師自身もいろいろな絵本を知る機会となる



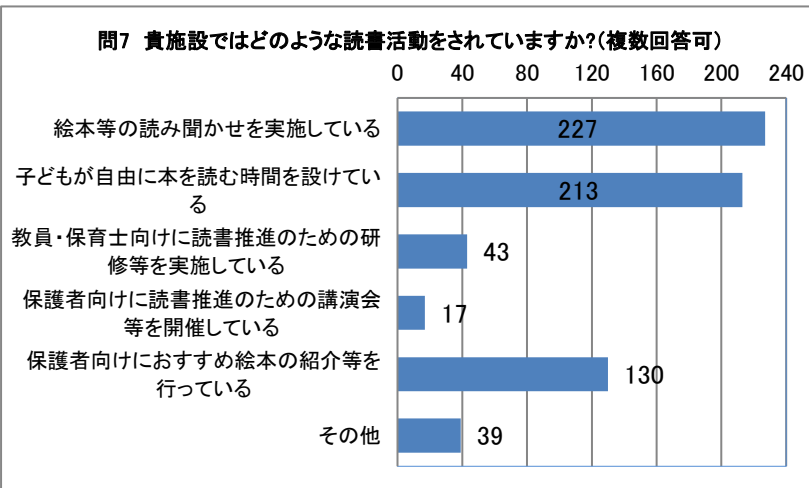
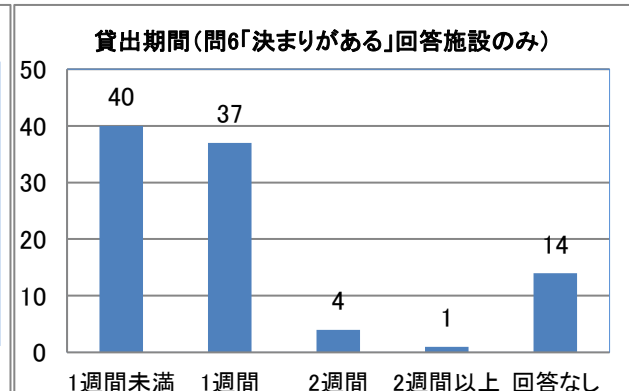
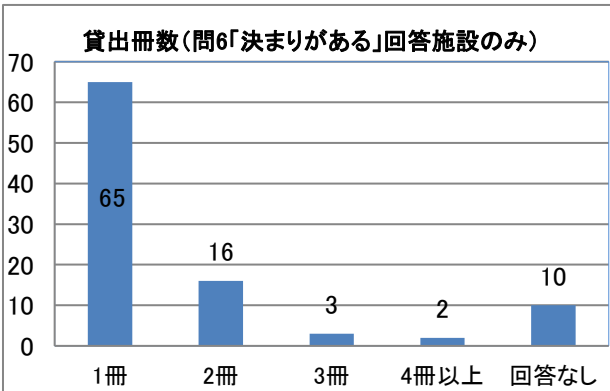
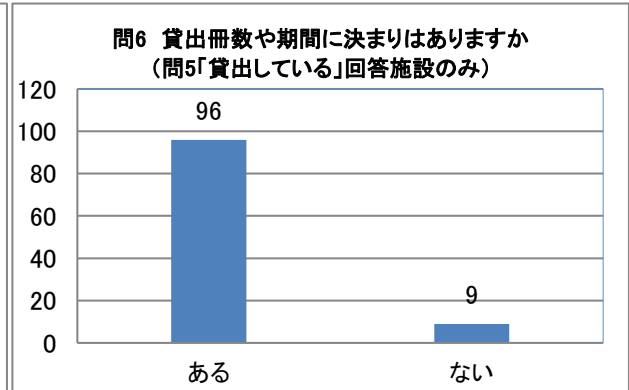
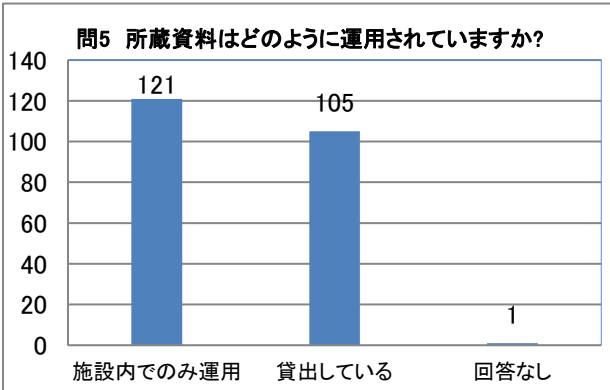
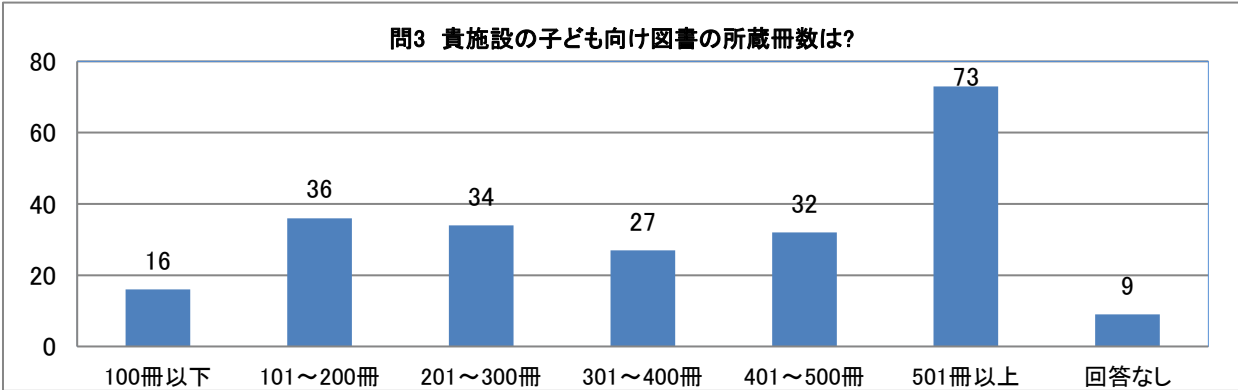
- 【その他】**
- ☐ 移動図書館を利用しているから
 - ☐ 読書環境整備事業で本を借りている
 - ☐ 図書館が開いている時間に間に合わない
 - ☐ 行事が多く出かける余裕がない

問12. 子どもの読書に関わってご意見をご自由にお書きください。

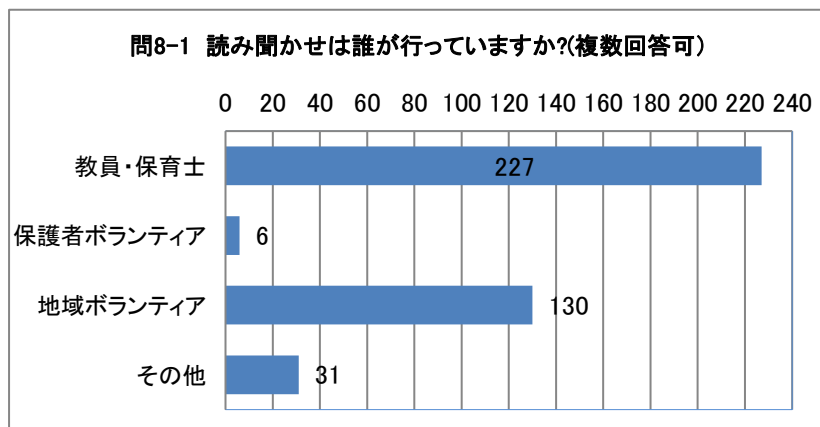
- 決まった時間に大勢で読み聞かせを楽しむことは幼稚園等でしかできないので必要。想像力を働かせ友だちと楽しさを共有できるのは大切。自分が見たいと思ったときに絵本が見られる環境も大切。
- 絵本を見たり読むことは大切だが、絵本そのものの扱い方がよくない。破れていたり逆さまに入れたりしている。大切に扱うことを具体的に指導する必要がある。
- 保護者は、字が読めるようになってと一人で読みなさいと言いがちなので、教員が、絵本をなぜ一緒によむのかということなどを知らせていく必要がある。
- 最近、ご家庭でも絵本の読み聞かせをしたことがないとおっしゃる保護者の方がふえたように思う。
- ボランティアの方が来られて自分たちの知らない本に出会えるとうれしい。
- 昔話も出版によって内容が違うものが多く、絵本の与え方に迷いを感じることもある。現代作家の絵本は内容や訴えたい主旨が子どもにどう伝わるか、考えながら読み聞かせをしている。
- 子どもの年齢にあわせた絵本リストを独自に発行。長く読み続けられている絵本を厳選して与えることで絵本の面白さに気付く。
- 地域の保・幼・小・中の子育て専門部研修で読書推進を中心に情報交流等を行っている。その中で、幼児期は絵本やお話が好きな子どもたちが多くのに、小・中と年齢が上がるにつれて、活字離れしていくことを実感している。
- 絵本部（PTAサークル）の人が月に1回読み聞かせをしてくれている。知っている保護者から聞く、ということで親しみがわいている。
- 行事や季節特有な事柄は言葉だけでは伝わりにくいので絵本を活用。
- 教員に対する絵本の選び方、読み聞かせの研修があればよい。
- 自分で選ぶとかたよりがあるので、おすすめ絵本を月ごと等で紹介してもらいたい。

(2) 保育所における子どもの読書活動に関するアンケート

- 調査対象：大阪市内保育所381施設
- 回答数：227施設（69.6%）
- 実施時期：平成24年2月～3月

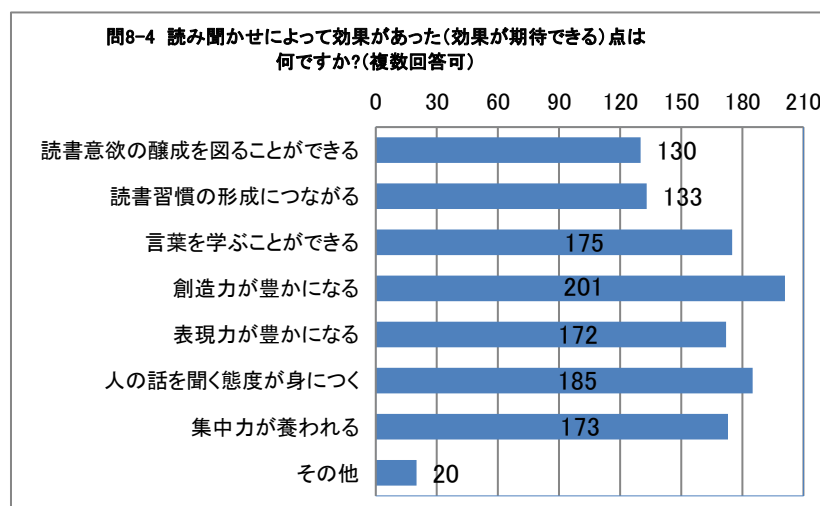
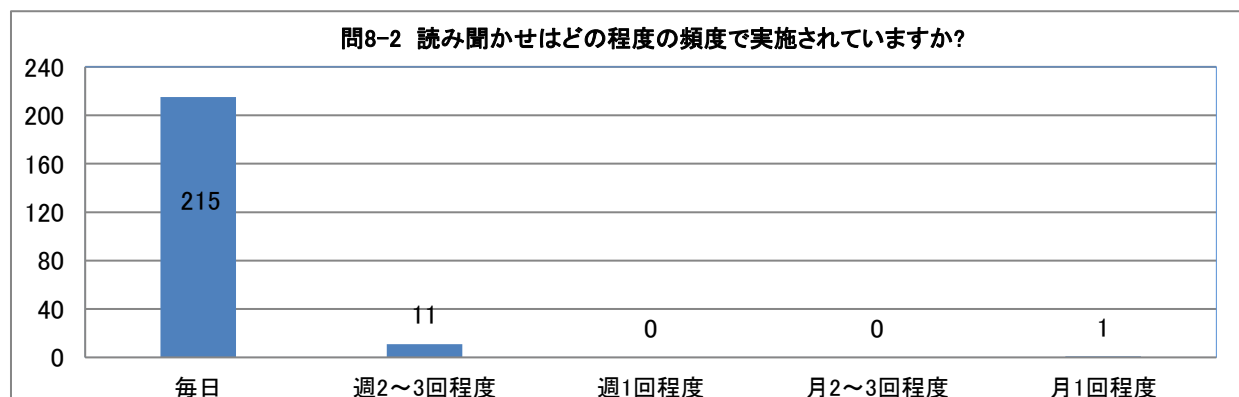


- 【その他】**
- 全園児に毎月の絵本を購入してもらう
 - 文庫活動
 - 絵本ひろばの開催
 - クラスで毎日読む絵本は保護者から費用を徴収し担任が選んで購入する。1年間親しんだ絵本は、学年末にお気に入りを選んで持ち帰ってもらい家庭でも楽しんでもらう
 - 保護者向けに育児の本を貸出



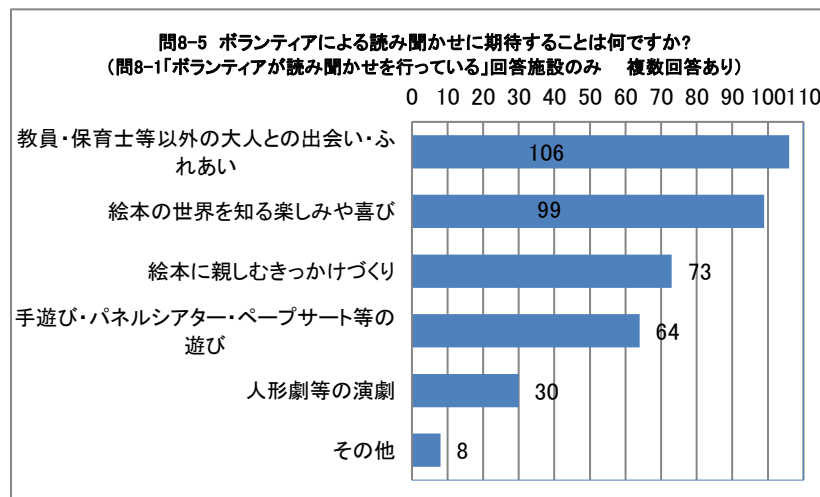
【その他】

- ☐ 実習生
- ☐ 絵本業者
- ☐ 絵本アドバイザー
- ☐ 書店員
- ☐ 外国人スタッフ



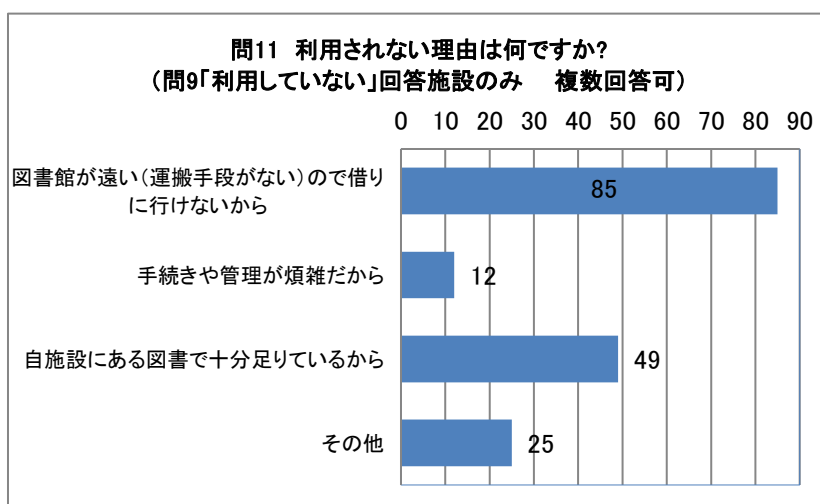
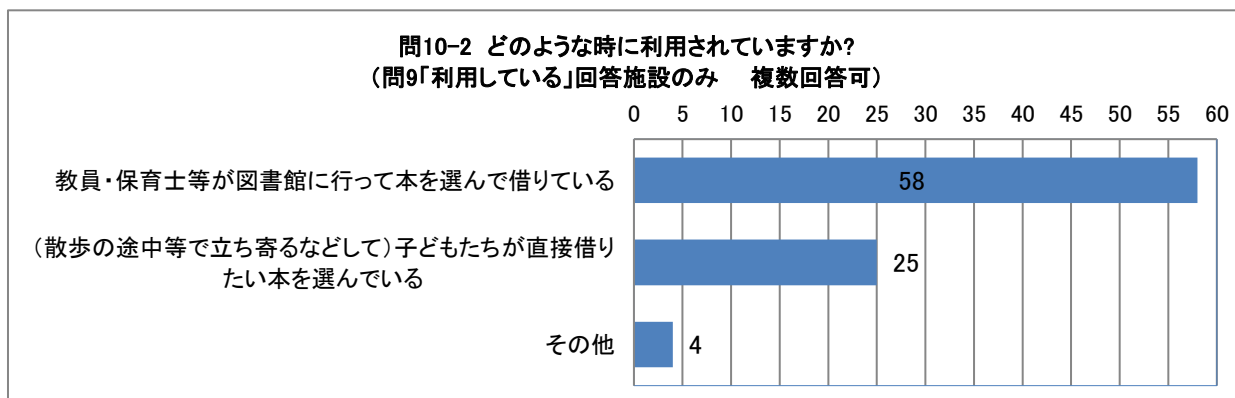
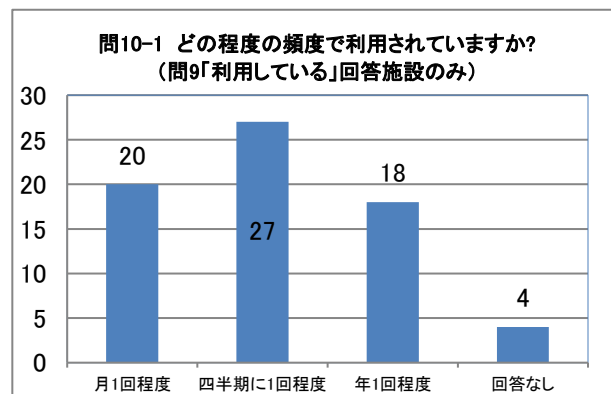
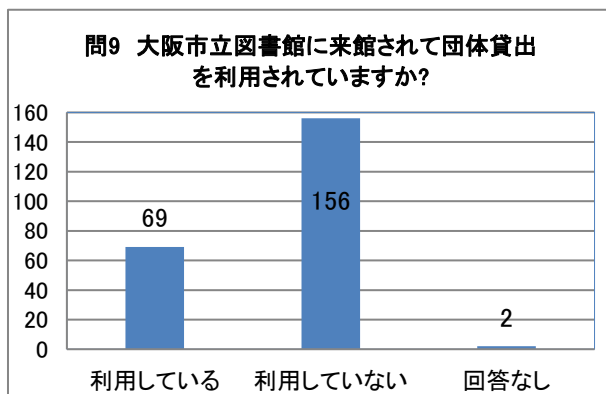
【その他】

- ☐ 情緒の安定
- ☐ 本を大切にする
- ☐ 字を覚えるのが早い
- ☐ 表現(感情)が豊かになる
- ☐ 保護者や保育士から愛されると実感できる
- ☐ 食育につながる
- ☐ 知識意欲が養われる
- ☐ 絵本を介して大人とのコミュニケーションをとる
- ☐ 言葉の音・テンポで楽しさを味わう
- ☐ 友だちとの共感等、人との関係が育つ



【その他】

- ☐ 職員に学んでもらいたい技術や姿勢の獲得
- ☐ 読み方の参考(お手本)になる
- ☐ アイデアを参考に
- ☐ 絵本の情報を教えもらうなど、保育士にとって勉強になる
- ☐ 読み手によって違ってくる絵本の世界の広がり。知らない本との出会い



【その他】

- ☐ 必要な本は購入している
- ☐ 団体貸出を知らず個人で借りていた
- ☐ 読書環境整備で借りられるから

問12. 子どもの読書に関わってご意見をご自由にお書きください。

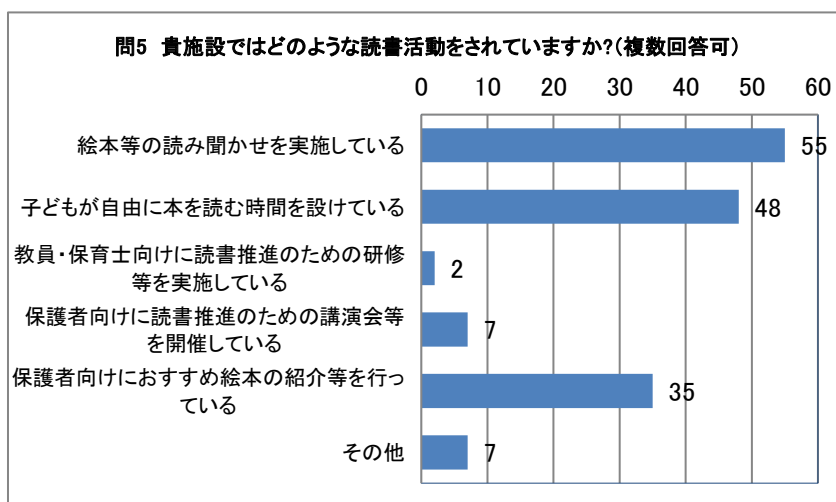
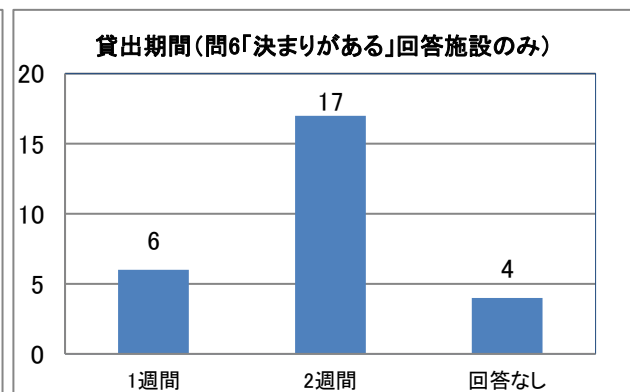
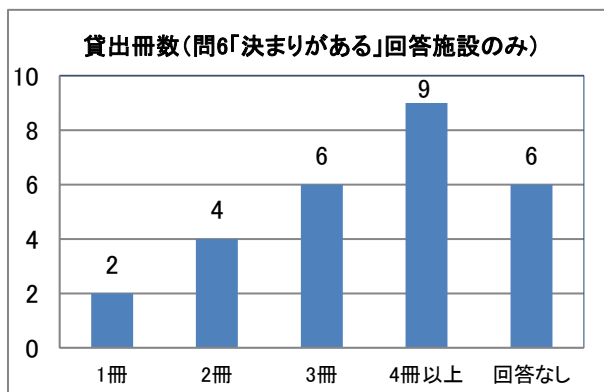
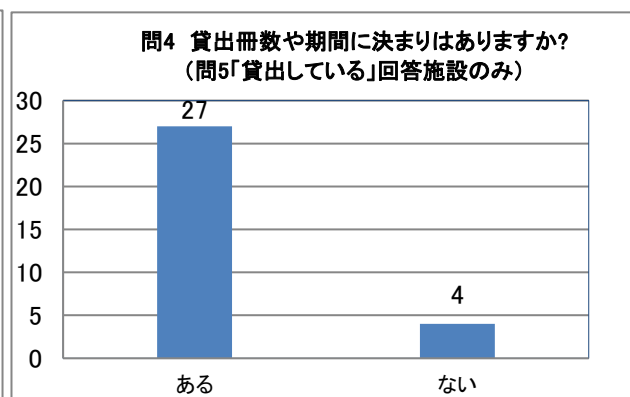
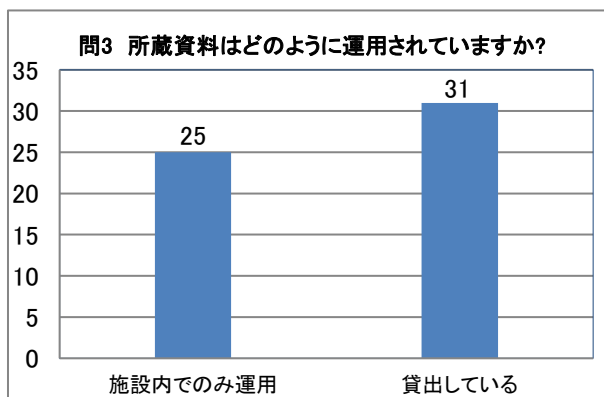
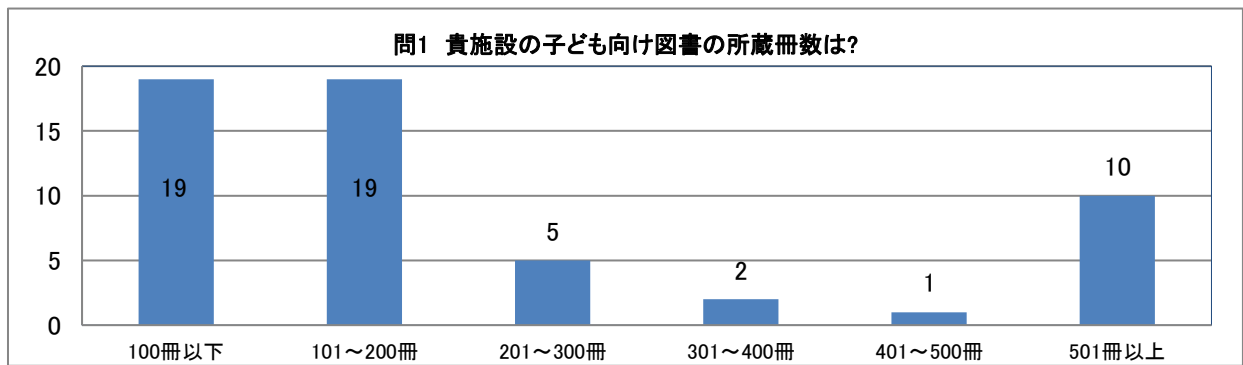
- ☐ テレビ、ゲーム等により家庭で絵本を楽しむ時間が激減している。保育所で絵本の好きな子に育てたい。
- ☐ 読書に無関心な保護者を引きこむことが子どもへの啓発につながる。
- ☐ 保育士に「絵本が好き」という気持ちがあると選び方、読み方などの工夫があり子どもにより影響を与えている。保育士への研修も深め、保護者と絵本の大切さ、良さを考えたい。
- ☐ (読書環境整備について) なかなか図書館に行けない家庭が多い中、絵本の貸出により多くの絵本に触れることができ、子どもにとっていい経験になっている。
- ☐ 図書館が近くにあるので、団体貸出を利用してみたい。
- ☐ 図書コーナーの充実を計画している。
- ☐ 貸出をしたいが蔵書が不十分なので、図書館で廃棄する絵本等譲ってほしい。
- ☐ 資料の団体貸出はたいへん助かる。引き続き尽力してほしい。
- ☐ 保護者や保育士が心豊かにならねばと思う。大人への読み聞かせ等の研修があれば。
- ☐ 乳幼児の年齢にあわせた絵本の紹介、新刊情報がほしい。
- ☐ 図書館で絵本が借りられることを知らせたい。
- ☐ 地域ボランティアを紹介してほしい。
- ☐ 移動図書館の情報がほしい。

(3) 子育て支援施設における子どもの読書活動に関するアンケート

○調査対象：大阪市内子育て支援施設96施設

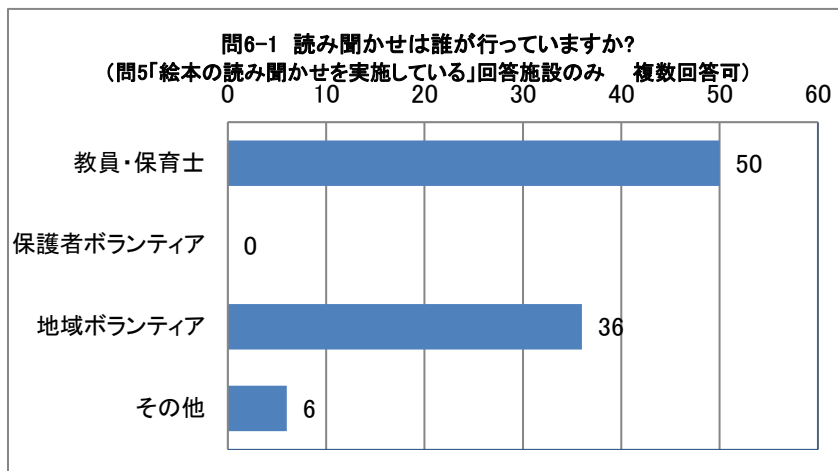
○回答数：56施設（58.3%）

○実施時期：平成24年2月～3月



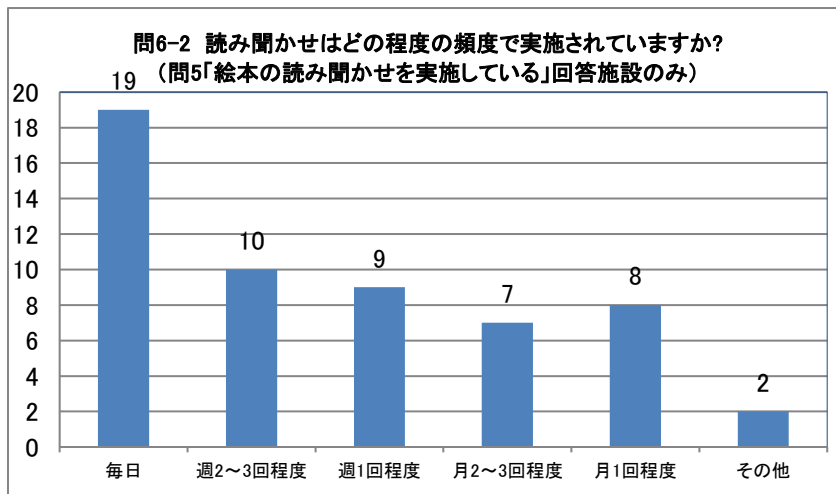
【その他】

- 年齢に応じた絵本の相談に応じる
- 絵本展を開催
- 親子向けに絵本に親しむ講座を持っている
- 絵本の選び方等の講座を開催



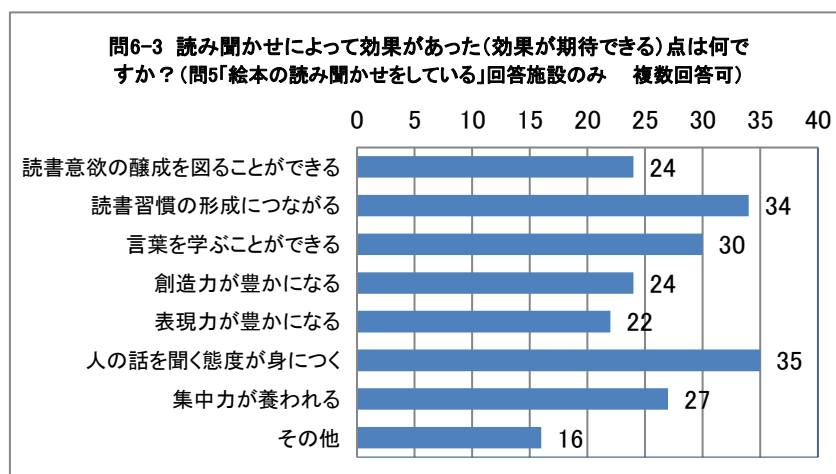
【その他】

- 業者



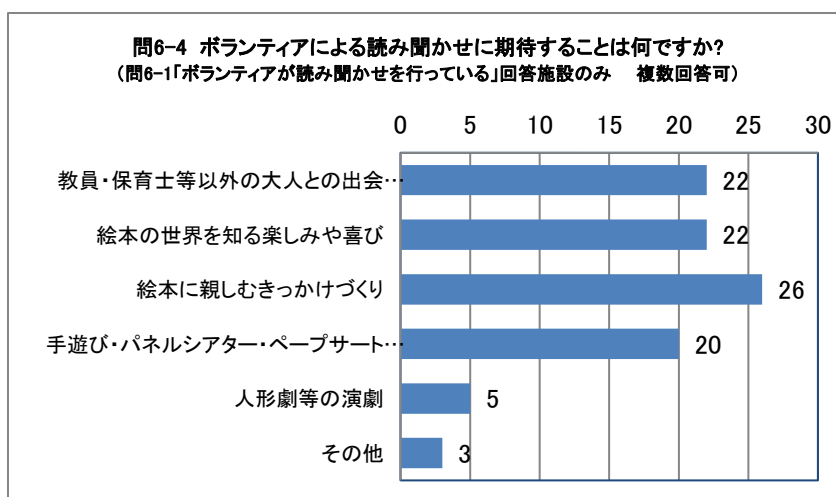
【その他】

- 「赤ちゃんと楽しむ絵本の会」
- 行事等のイベント時



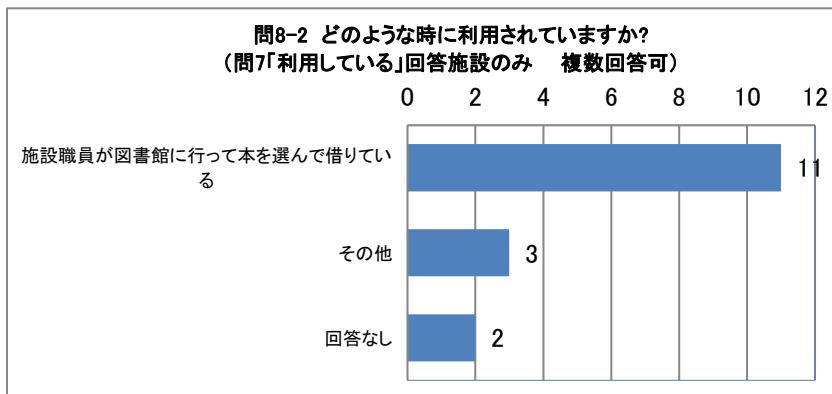
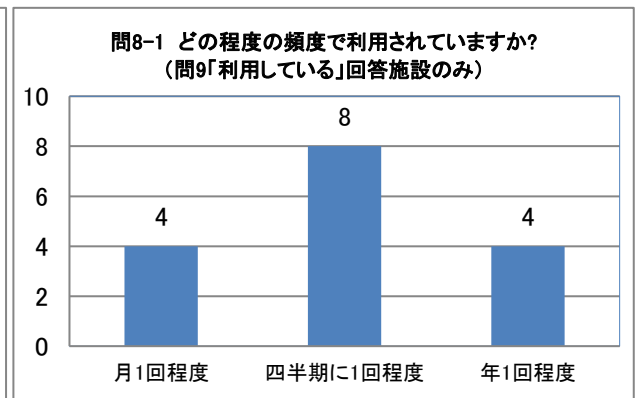
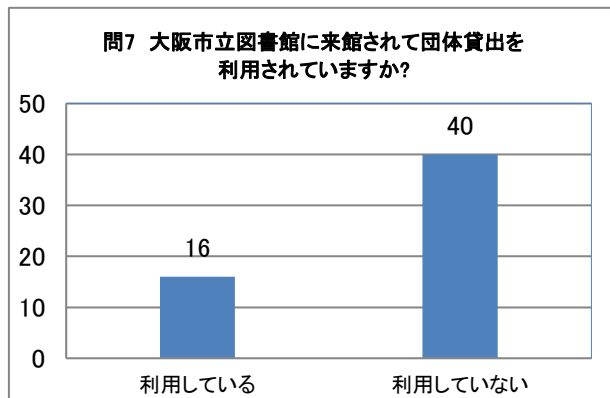
【その他】

- 親子のふれあい、コミュニケーション
- 生きていく上での教訓を知ることにより、生活力や社会性が身につく
- 保護者が絵本に興味を持つ、大切さ、楽しさをわかってもらえる
- 保護者、子ども、スタッフと絵本を通して同じ時間を共有できる

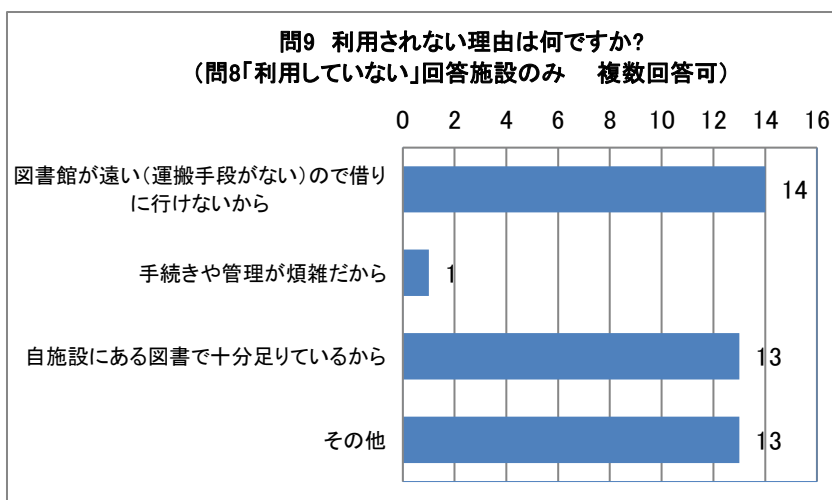


【その他】

- 施設の職員以外の人に読んでもらうことは、同じ絵本でも新鮮で、新しい絵本と出会うこともある
- 同じ絵本でも違う感性がある



- 【その他】**
- ☐ 行事、イベント
 - ☐ 教室、講座
 - ☐ 絵本展用



- 【その他】**
- ☐ 読書環境整備事業の貸出を活用している
 - ☐ 貸出中だったり紙芝居など破損していたりすることがある
 - ☐ 破損・紛失を考えると利用しづらい
 - ☐ 近隣文庫による団体貸出を利用

問10. 子どもの読書に関わってご意見をご自由にお書きください。

- ☐ 利用されている保護者の多くが絵本や読書から離れた環境で育ってきたと感じることが多いので、保護者に興味を持ってもらうための工夫・配慮が必要。
- ☐ 本を楽しむことは何かの目的を達成するためではなく、大人も子どももその時間、感覚を味わうことが大切では。
- ☐ 興味がない子も毎日読み聞かせをするなかで興味を示したり、家庭でも絵本をみるようになったと聞いた。絵本を通じて親子でのコミュニケーションにつながったり、言葉を覚えたりするきっかけとなっていることを実感している。
- ☐ 読み聞かせをすることで絵本への興味関心が高まり、じっくり座って楽しんでいる。読み聞かせをした本を借りて帰る親子が多い。保護者向けの貸出も喜ばれる。
- ☐ 絵本コーナーを設けているが、全く絵本に興味がなかった子どもがいつのまにか楽しそうに絵本をめくっている。保護者に絵本に親しんでほしいと思い、絵本コーナーの充実、読み聞かせを続けていきたい。
- ☐ 静かに絵本を楽しむスペースが必要だと思うが、図書スペースが以前よりも狭くなってしまい、図書館利用を勧めている。
- ☐ 来年は絵本展をしたい。
- ☐ 図書館の本を利用することでいろいろな絵本を提供できる。保護者にも図書館の利用や読み聞かせを周知してもっといろいろな絵本に触れてほしい。
- ☐ (読書環境整備事業について) 保護者にも好評で次年度もお願いしたい。

2. 第2次大阪市子ども読書活動推進計画 策定経過

日 程	内 容
平成24年2月1日	第2次大阪市子ども読書活動推進計画 策定委員会（第1回） 第1次大阪市子ども読書活動推進計画の成果と課題について 第2次大阪市子ども読書活動推進計画骨子案について 幼稚園、保育所、子育て支援施設等へのアンケート調査について
平成24年2月～3月	幼稚園、保育所、子育て支援施設等へのアンケート調査実施
平成24年8月10日	第2次大阪市子ども読書活動推進計画 策定委員会（第2回） 第2次大阪市子ども読書活動推進計画素案について 平成24年度大阪市子どもの読書活動推進連絡会の開催について
平成24年10月12日	平成24年度大阪市子どもの読書活動推進連絡会 第2次大阪市子ども読書活動推進計画素案（案）について
平成24年12月5日	第2次大阪市子ども読書活動推進計画 策定委員会（第3回） パブリックコメント実施にかかる第2次大阪市子ども読書活動推進計画（素案）の確定について
平成24年12月11日	第33回教育委員会会議 第2次大阪市子ども読書活動推進計画（素案）について審議
平成24年12月25日	第34回教育委員会会議 第2次大阪市子ども読書活動推進計画（素案）について審議、可決
平成25年1月15日 ～平成25年2月12日	第2次大阪市子ども読書活動推進計画（素案）にかかるパブリックコメント実施
平成25年2月28日	第2次大阪市子ども読書活動推進計画 策定委員会（第4回） 第2次大阪市子ども読書活動推進計画（素案）パブリックコメントへのご意見等に対する回答について 同パブリックコメントへのご意見等をふまえた素案の修正について
平成25年3月19日	第10回教育委員会会議 第2次大阪市子ども読書活動推進計画の策定について審議、可決
平成25年4月23日	第2次大阪市子ども読書活動推進計画 公表

3. 第2次大阪市子ども読書活動推進計画策定委員会 設置要綱

1 目 的

平成13年に制定された「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第1項の規定及び国が策定した「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を踏まえ、平成18年3月に「大阪市子ども読書活動推進計画」（第一次）を策定した。

平成20年3月、国が「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第二次）を策定し、大阪府においても、平成23年3月「第2次大阪府子ども読書活動推進計画」を策定している。

「大阪市子ども読書活動推進計画」（第一次）では、計画の期間を平成18年度からおおむね5年間としているところ、平成18年度から平成22年度までの5年間の取組や成果を踏まえて、総合的に環境整備を図るため、関係者で構成する第2次大阪市子ども読書活動推進計画策定委員会を設置し、具体的な計画策定について協議する。

2 内 容

- 1 第2次大阪市子ども読書活動推進計画の策定に関すること。
- 2 その他、必要な事項。

3 組 織

- 1 委員会は、別表1に掲げる職にある者を委員として組織する。
- 2 委員会に、別表2に掲げる職にある者で組織するワーキング部会を置く。

4 委員長

- 1 委員会に委員長を置く。
- 2 委員長は、生涯学習担当課長をもって充てる。
- 3 委員長は、議長を務め、会務を統括する。

5 委員会の開催

- 1 委員会は、委員長が招集する。
- 2 委員長は、別表3に掲げる職にある者を、必要に応じてオブザーバーとして招聘することができる。

6 事務局

委員会に事務局を設置し、以下の担当で組織する。

生涯学習担当、初等教育担当、中央図書館利用サービス担当

7 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は、平成24年1月6日から施行する。

別表 1（第 2 次大阪市子ども読書活動推進計画策定委員会）

局名	部名	名称
教育委員会事務局	総務部	企画担当課長
	生涯学習部	生涯学習担当課長
	指導部	首席指導主事（学力向上）
		中学校教育担当課長
		高等学校教育担当課長
		特別支援教育担当課長
	中央図書館	利用サービス担当課長
		地域サービス担当課長

別表 2（ワーキング部会）

局名	部名	名称
教育委員会事務局	生涯学習部	担当係長（生涯学習担当）
	指導部	担当係長（教育活動支援担当）
		総括指導主事（小学校教育）
		総括指導主事（幼稚園教育）
		総括指導主事（学力向上）
		総括指導主事（中学校教育）
	中央図書館	担当係長（利用サービス担当）
		担当係長（利用サービス担当）

別表 3（オブザーバー）

局名	部名	名称
こども青少年局	企画部	企画担当課長
	子育て支援部	管理課長
		保育所運営課長代理
区役所		人権・生涯学習主管課長会 代表

4. 子どもの読書活動の推進に関する法律

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子どもの読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子どもの読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子どもの読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

※ 2001年（平成13年）12月12日公布・施行